住所　愛知県岡崎市羽根町字小豆坂221番地2
呉怜佳　昭和57年9月6日生
住所　愛知県知立市谷田町南屋下112番地2
劉超　昭和56年2月20日生
住所　愛知県春日井市出川町3丁目12番地6
鄭佐織　昭和53年7月10日生
住所　愛知県豊橋市花田町字百北44番地3
崔正樹　昭和55年8月28日生
住所　名古屋市中村区沖田町17番地1
崔優紀　昭和43年8月9日生
李真知　平成5年1月12日生
李緒怜　平成8年8月17日生
住所　名古屋市中川区富田町大字千音寺字向江3360番地9
鄭美紀　昭和54年10月8日生
住所　名古屋市千種区山門町2丁目2番地2
韓利徳　昭和43年7月12日生
住所　名古屋市守山区鳥神町92番地
李浩貴　昭和47年2月5日生
住所　愛知県西尾市つくしが丘5丁目3番12号
金雄太　平成3年5月23日生
住所　東京都足立区四保木間1丁目1番1―101号
朴裕治　昭和62年4月18日生
住所　東京都江東区千石2丁目3番36―404号
強亜莉　昭和38年4月17日生
住所　東京都世田谷区太子堂5丁目17番1号
金昌治　昭和56年3月25日生

○国税庁告示第三十五号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第三十九条の二十三第十五項の規定に基づく公示された事項について変更があった旨の届出があったので、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

国税庁長官　川北　力

別表特定非営利活動法人霧多布湿原トラストの項中「霧多布湿原トラスト」を「霧多布湿原ナショナルトラスト」に改め、同表特定非営利活動法人ファミリーハウスの項中「東京都千代田区東神田二丁目四番一九号」を「東京都千代田区神田須田町一丁目一三番地五」に改める。

○文部科学省告示第百六十五号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づき、公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平成十五年文部科学省告示第百十三号）の全部を次のように改正する。

平成二十三年十二月二十日

文部科学大臣　中川　正春

博物館の設置及び運営上の望ましい基準

（趣旨）

第一条　この基準は、博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第八条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2　博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

（博物館の設置等）

第二条　都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料（電磁的記録を含む。以下同じ。）を扱うよう努めるものとする。

2　市（特別区を含む。以下同じ。）町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3　博物館の設置者が、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により同項に規定する指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

（基本的運営方針及び事業計画）

第三条　博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとする。

2　博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3　博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

（運営の状況に関する点検及び評価等）

第四条　博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2　博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3　博物館は、前二項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4　博物館は、第一項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容について、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク（以下「インターネット等」という。）を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとする。

（資料の収集、保管、展示等）

第五条　博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2　博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3　博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4　博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5　博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6　博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

（展示方法等）

第六条　博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2　博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一　確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二　展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三　前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

（調査研究）

第七条　博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。